

国設浅間鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する国民からの意見の募集について

概要： 環境省では、存続期間が平成 13 年 10 月 31 日までとなっている国設浅間鳥獣保護区特別保護地区を再指定することについて、広くこれに関する意見を募集する。

国設浅間鳥獣保護区及び特別保護地区は昭和 26 年 5 月 1 日に設定及び指定がなされ、平成 3 年 11 月 1 日に更新及び再指定がなされた。

今回鳥獣保護区を更新するに当たり、特別保護地区を現在と同様の区域について再度指定を行い、引き続き鳥獣の生息環境の保全を図ろうとするものである。

本文

1 意見書提出手続き

(1) 問い合わせ先

- ・ 環境省自然環境局野生生物課計画係
東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2
電話：03 - 5521 - 8283
- ・ 環境省自然環境局中部地区自然保護事務所名古屋支所
愛知県名古屋市丸の内 2 - 2 - 15
電話：052 - 229 - 8191
- ・ 環境省自然環境局中部地区自然保護事務所
長野県南安曇郡安曇村 124 - 7
電話：0263 - 94 - 2025

(2) 資料入手方法等

国設浅間鳥獣保護区特別保護地区指定計画書(案)及び区域図は、(1)の問い合わせ先において閲覧することができる。

環境省自然環境局野生生物課では、資料を配布する。

(郵送希望の場合は A 4 版の書類の入る 140 円分の切手を貼った返信用封筒を「〒100-8975 千代田区霞ヶ関 1-2-2 環境省自然環境局野生生物課計画係」あてに「浅間資料希望」と明記の上お送りください。)

なお、計画書(案)については、環境省のホームページ(<http://www.env.go.jp>)に掲載する。

(3) 意見募集期間

平成 13 年 7 月 12 日(木)から 8 月 3 日(金)まで

(4) 意見提出方法

別記様式による文書により、郵送、FAX (03-3581-7090) 又は電子メール
(asama@env.go.jp)

(5) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課計画係 (担当: 千田、早川)

2 指定計画の概要

国設浅間鳥獣保護区特別保護地区

- (1) 所在地 群馬県吾妻郡嬬恋村 (総面積 947ha)
- (2) 存続期間 平成 13 年 11 月 1 日から平成 23 年 10 月 31 日まで
- (3) 主な対象鳥獣 イヌワシ、ホトトギス、ツキノワグマ等

3 主なスケジュール

平成 13 年 7 月 26 日 (木) 13:30 ~	公聴会開催
平成 13 年 9 月中旬	中央環境審議会への諮問
平成 13 年 10 月	官報告示

連絡先: 環境省自然環境局野生生物課
担 当 : 千田、早川 (6469,6465)